

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	松戸市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の目的 介護保険は、介護保険法に基づき、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、加齢による病気等で要支援・要介護状態となり、介護が必要な方に対して、必要な保険給付を行うものである(介護保険法第1条)。 本目的を実現するためには、被保険者に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>2 事務の全体概要 本市は、介護保険の被保険者を管理する資格管理事務、財源確保のための賦課・徴収事務、要介護(要支援)認定を管理する認定事務、保険給付に関する事務等を行う。</p> <p>3 特定個人情報を取り扱う事務 (1)介護保険法及び松戸市介護保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの ア 被保険者の資格管理に関する事務 住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 イ 保険料の賦課・徴収に関する事務 所得情報や生活保護受給有無、減免等の情報により、年間の保険料を算出し、賦課・徴収を行う。 ウ 要介護(要支援)認定等に関する事務 被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 エ 保険給付に関する事務 被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。 オ 保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 (2)介護保険法及び松戸市介護保険条例に準じて実施する高齢者支援に関する事務</p>
③システムの名称	1 介護保険システム 2 中間サーバ 3 庁内共通連携基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条 3 番号法第9条第2項 4 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 別表第二における情報提供の根拠</p> <p>(1) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項)</p> <p>(2) 第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2の項)</p> <p>(3) 第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3の項)</p> <p>(4) 第三欄(情報提供者)が「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5の項)</p> <p>(5) 第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項)</p> <p>(6) 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)</p> <p>(7) 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>(8) 第四欄(特定個人情報)に、併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(17, 22, 43, 81, 88, 97, 106の項)</p> <p>(9) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条 第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条 第43条、第43条の2、第44条、第47条、第46条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>2 別表第二における情報照会の根拠</p> <p>(1) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」であって第二欄に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(93, 94の項)</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉長寿部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松戸市総務部総務課情報公開担当室 松戸市根本387-5 電話番号047-366-7107
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松戸市福祉長寿部介護保険課 松戸市根本387-5 電話番号047-366-7370

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I-5②所属長	介護保険課長 大川 賢一	介護保険課長 中嶋 弘行	事後	
平成28年6月30日	I-3. 法令上の根拠	「3. 番号法第9条第2項 市が定める条例」	下記に変更 「3. 番号法第9条第2項」	事後	
平成28年6月30日	I-3. 法令上の根拠	無し	下記を追記 「4. 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項」	事後	
平成29年7月31日	I-4. ②法令上の根拠	(2)第四欄(特定個人情報)に、併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 106)	(2)第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2) (3)第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3) (4)第三欄(情報提供者)が「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5) (5)第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81)	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I-4. ②法令上の根拠		<p>(6)第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120)</p> <p>(7)第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109)</p> <p>(8)第四欄(特定個人情報)に、併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報が含まれる項(17, 22, 43, 81, 88, 97, 106)</p>	事後	見直し
平成29年7月31日	I-4. ②法令上の根拠	<p>(3)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第53条</p>	<p>(9)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条</p>	事後	見直し
平成29年7月31日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	I-5②所属長	介護保険課長 中嶋 弘行	介護保険課長 宮島 吉恵	事後	
平成30年7月31日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I-5②所属長の役職名	介護保険課長 宮島 吉恵	介護保険課長	事後	様式変更
令和1年6月27日	IVリスク対策		リスク対策記載	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	I-4. ②法令上の根拠	(9)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条	(9)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	見直し
令和2年7月10日	I-4. ②法令上の根拠	(1)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 117の項)	(1)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項)	事後	見直し
令和3年7月26日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	I-4. ②法令上の根拠	(9)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第53条、第55条、第55条の2、第59条の3	(9)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	見直し